# 和田堀廟所奉讃会承継届

■築地本願寺 和田堀廟所奉讃会会則・細則規則並びに個人情報保護基本方針(裏面)に同意し、 下記の通り申し込みます。

					油出日:	4	Ħ	
承継されるフ	5							
7 10 1711					カード番号			
ふりがな* 氏名*						前主契約	类/	)
L/A	姓	名			続柄*	の(	)	,
生年月日*	西暦 4	手 月	В	( 歳)	性別*	男・	女 ・ その	D他
電話番号*	(	)		携帯番号		(	)	
メールアドレス*	@			FAX				
住所*	〒 .				· ·			
	都道 府県			市区 町村郡				
郵送物送付先 ※上配住所と異なる場合 ご記入ください	₹ .	•						
承継理由*								
職業*	□ 会社(職)員 □ 公務員			□ 法人役員 □ 自営業 □ その他				
所属寺*	□ なし □ その他も			□ 築地本願 )寺 [	真寺 和田堀廟所 ]	□ 築 <sup>均</sup> [		院 ]
前主契約者の	D方							
ふりがな						カ	ード番号	
氏名*	姓		名					
築地本願寺 記	入欄							
受付日	受付者				申込No.			
データ	未	• 済		カード発行	-	未・	済	
本人確認	未・済 本人確認 手段		2 [	<ul><li>□ 会員カード到報</li><li>□ 住民票</li><li>□ 所属寺住職印</li><li>□ 会員登録の有額</li><li>□ 個人番号カー目</li></ul>	<ul><li>□ パスポー</li><li>□ 所属寺へ</li><li>無 □ 納骨堂契</li></ul>	ト ロ 年金 の電話 約有無	証 □ 健康	(保険証 )
回覧								
備考								



築地本願寺和田堀廟所奉讃会は、浄土真宗本願寺派の宗風を宣揚し、ひたすら聞法求道の勝縁を活し、

常に廟所奉讃の懇念に心がけ、四海平等の精神に基づき、会員相互の親睦を計ると共に、より良き社会生

活に邁進することを目的とするお寺の護持会です。

### 会員の方へ

- ①築地本願寺和田堀廟所の門信徒として葬儀・納骨・各種法要・仏具荘厳・初参式等の相談。
- ②奉讃会会員カードの交付
- ③奉讃会報恩講や新年会の親睦を深める交流会
- ④築地本願寺新報の無料配付
- ⑤会員親睦旅行(年1回) 浄土真宗に縁のある旧跡巡り等
- ⑥その他行事等への参加奨励

## 年会費

¥2,000.-/年 (4/1~3/31) ¥1,000.-/入会金(入会時のみ)

### 問い合わせ先

築地本願寺和田堀廟所 〒168-0064 東京都杉並区永福1丁目8番1号

TEL 0 3 - 3 3 2 3 - 0 3 2 1 FAX 0 3 - 3 3 2 8 - 6 7 4 4

#### 築地本願寺和田堀廟所 奉讃会会則・細則規定

#### 第一章 総則

- 第一条 この会は築地本願寺和田堀廟所奉讃会(以下本会という)と称する。
- 第二条 本会の事務所を東京都杉並区永福――八――築地本願寺和田堀廟所内に置く。

#### 第二章 目的及び組織

- 第三条 本会は浄土真宗本願寺派の宗風を宣揚し、ひたすら聞法求道の勝縁を活し常に廟所奉讃の懇念に心がけ、四海平等の
- 精神に基づき、会員相互の親睦を計ると共に、より良き社会生活に邁進することを以て目的とする。
- 第四条 本会は築地本願寺和田堀廟所墓地使用者又は、廟所に縁ある者を以て組織する。

#### 第三章 事業及び会員

- 第五条 本会は第三条の目的達成のため左の行事を行う。
  - (イ) 各種研修会の開催。
  - (口) 各種行事の開催。
  - (八) 廟所並びに築地本願寺、又は教団が行う事業及び行事への協力。
  - (二)組織教化に関すること。
  - (木) 総会並びに役員会の開催。
  - (へ) 奉讃会の拡充に関すること。
  - (ト) その他本会として必要な事項。
- 第六条 本会の会員は正会員及び賛助会員とする。入・退会の手続きその他会員資格の得失については内規によってこれを決定する。 第四章 役員

#### 第七条 本会に左の役員を置く。

- (イ) 名誉会長
- (口) 会長 一名
- (八) 副会長 若干名
- (二) 常任理事 若干名
- (木) 理 事 若干名
- (へ) 監査役 若干名
- 本会は必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

#### 第八条 役員の選出

- (イ) 名誉会長は築地本願寺宗務長を以てこれに充てる。
- (口) 会長は総会に於て選出する。
- (八) 副会長は理事の中から会長が委嘱する
- (二) 常任理事は理事会に於てこれを選出し、総会の承認を得る。
- (木) 理事は各地区世話人の代表及び会長の推薦する者について総会の承認を得る。
- (へ) 監査役は総会に於てこれを選出する。
- (ト) 顧問及び相談役は有識者の中から理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

#### 役員の任務

- (イ) 名誉会長は本会の指導育成を行う。
- (口) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (八) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職を代行する。
- (二) 常任理事は常任理事会を構成し、会の重要事項を審議する。
- (木) 監査役は本会の経理及び行事を監査する。
- (へ) 顧問及び相談役は会の諮問に応ずる。

#### 第十条 役員の任期

本会の役員の任期は二ヶ年とし、その再任を妨げない。補欠又は増員による新役員の任期は前任者の残余期間とする。

現任者は任期満了後も後任者選出まではその任務を行うものとする。

### 第五章 会議

- 第十一条 本会に左の会議を設ける。
  - (イ) 定期総会は毎会計年度終了後二カ月以内にこれを開催する。
  - (口) 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は、会員の三分の一以上の請求がある場合は会長がこれを招集する。.
  - (ハ) 常任理事会及び理事会は必要に応じて随時会長がこれを決定する。
- (二) 本会の決議は出席者の過半数によって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。 (木)総会に於ける議事録には議長及び監査役がこれに署名捺印の上事務所に保存する。

第十二条本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終了する。

第十三条 本会の経費は会費・入会金・事業収入・寄付金・及びその他を以て支弁する。

#### 第七章 附則

- 第十四条 本会則の変更は総会の議決によりこれを決定する。
- 第十五条 本会運営に関する細則は理事会の議決によりこれを決定する。
- 第十六条 本会の会員等について別に内規を制定しこれを決定する。
- 第十七条 本会則は昭和五十三年六月四日より施行する。
- 第十八条 平成二十八年五月二十八日、内規一部改定。

### 築地本願寺和田堀廟所奉讃会細則

- 一、本会の運営を円滑にすすめるために左の部門を置き、分担業務を行う。
  - (イ) 庶務部 庶務に関すること。
  - (口) 財務部 財務に関すること。
  - (八) 行事部 諸行事の企画運営に関すること。
  - (二) 広報部 広報活動に関すること。
- 各部の構成は部長一名、副部長一名、部員若干名とし、役員の中から会長が委嘱する。 二、本会に特別積立金制度を設け、活動基金の確保を計り、毎会計年度予算に特別積立金を計上してこれに充てる。特別積立
- 金の使用については、第三条の目的遂行のための諸事業並びに諸行事を行う場合に限り、必要に応じ理事会の議決を経てこれを使用することができる。 築地本願寺和田堀廟所奉讃会内規
- ・本会の入会手続きは所定の申込書に記名捺印の上、入会金を添えて申し込みする。
- ・本会を退会するときも前条に準じて退会届けを提出する。
- ・本会の入会金及び会費を左記の通りとする。
- ・本会会員の慶弔については常任理事会に於てこれを取り扱う。但し緊急の場合は会長がこれを取り扱い、次の常任理事会に 於て報告する。又、その支出金額については一件、五、000円の額を超えてはならない。

#### 築地本願寺 個人情報保護基本方針

築地本願寺は、この基本方針の定めに従い個人情報を取り扱う。築地本願寺は、個人情報の保護に関する法律その他各種法 令(以下「法令等」という。)を遵守するとともに、個人のプライバシー保護に十分に配慮する。また、個人に対し事業・ 行事案内等の情報提供を行おうとする際に、個人情報を提携先に提供することがあるが、基本方針に記載する利用目的の達 成に必要な範囲とする。

#### 一、個人情報の項目

- (1)築地本願寺が取得・保有する個人情報は、次のとおり。
- ①サービス利用申し込み時の登録事項(名前、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなど)および変更登
- ②サービスの利用に際して個人から提供された一切の事項
- ③サービスの利用履歴
- ④意見、要望、問い合わせおよびアンケート等により提供された事項
- ⑤築地本願寺の新たな事業に対して個人から提供された一切の事項
- ⑥法令等を遵守した上で、築地本願寺が取得するあらゆる個人情報

#### 二、利用目的

- (1) 個人情報の利用目的は、次のとおり。
- ①築地本願寺の円滑な運営
- ②サービス利用者の管理
- ③築地本願寺の運営または事業の充実・改善を目的にした調査検討のための情報分析
- ④事業・行事案内等の情報提供およびアンケートの依頼
- ⑤サービスの提供と管理、利用履歴等の把握
- ⑥意見、要望、問い合わせ等への対応
- ⑦その他上記の利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (2) 取得した個人情報は、利用目的の範囲内に限って利用する。

#### 三、個人情報の第三者提供

(1)築地本願寺が把握した個人情報は、次の場合を除き第三者に開示しない。

#### ①個人が同意した場合

- ②個人に対し事業・行事案内等の情報提供を行おうとする際、提携先に名前、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの 個人情報を提供する場合
- ③統計データなど個人を識別できない状態に加工した場合
- ④法令等に基づき、開示を求められた場合
- (2) 築地本願寺が把握した個人情報を提供する提携先は、築地本願寺と個人情報の取り扱いに関する機密保持契約を提携 した先に限り、また、提供する情報は事業・行事案内等の情報提供に必要な範囲に限る。また、提携先は変わることがある。

#### 四、個人情報の安全管理

築地本願寺は、個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報の漏洩等を防止するため、適切な措置を講じる。

#### 五、個人情報の照会・訂正・削除について

築地本願寺が把握する個人情報の内容に関して、本人から照会・訂正・削除等の請求があった場合には、合理的な範囲で対 応する。

#### 六、問い合わせ対応窓口

個人情報保護方針に関するお問い合わせにつきましては、次までご連絡ください。

【お問い合わせ先】宗教法人築地本願寺伝道企画部〈総合企画担当〉

#### 〒104-8435東京都中央区築地3-15-1

#### TEL03-3541-1131(代表)FAX03-3541-7071

これらの個人情報保護基本方針に記載の内容に同意頂けない場合は、サービスの利用をお断りすることがありますので、ご 了承ください。

2020(令和2)年2月改定 築地本願寺

和田堀廟所奉讃会会則・細則規則並びに築地本願寺個人情報保護基本について確認しました。

西暦 年 月 日 名前